

2. 適切な情報提供及び相談対応のための環境づくり①

(1) リスク区分に関する表示

購入者にとって、リスクの程度が容易にわかるよう、外箱や直接の容器等に以下のように表示されます。

第1類医薬品

第2類医薬品

・指定第2類医薬品

※第2類医薬品のうち、特に注意を要する成分を含む医薬品として指定するもの

第2類医薬品

又は

第2類医薬品

第3類医薬品

(2) 店舗における医薬品の陳列

リスク区分ごとに分けて陳列されます。第1類医薬品は、オーバーザカウンター※として陳列されます。

※販売側から購入者へカウンター越しに医薬品を手渡すような陳列方法



(4) 着衣等による専門家等の区別

購入者からみて誰が薬剤師・登録販売者・その他の従業員であるか判別できるように、白衣等の着衣や名札による区別がなされます。

(3) 店舗における販売体制

店舗において医薬品を販売する営業時間中は、店舗内に常時、薬剤師又は登録販売者が従事する必要があります。また、第1類医薬品を販売する店舗においては、第1類医薬品を販売する時間中は、店舗内に常時、薬剤師が従事する必要があります。

2. 適切な情報提供及び相談対応のための環境づくり②

(5) 店舗における掲示事項

購入者から見て分かりやすく、実効性のある販売制度とするため次の事項が店舗内に掲示されるようになります。

- ・第1類、第2類、第3類医薬品の定義・解説
- ・第1類、第2類、第3類医薬品の情報提供に関する解説
- ・相談時の対応方法に関する解説
- ・店舗の開設者の氏名・名称
- ・勤務する薬剤師・登録販売者の氏名
- ・営業時間及び営業時間外に相談対応できる時間など

(6) 通信販売の規定の整備

インターネット販売を含む通信販売が可能な一般用医薬品は、第3類医薬品に限られます。

(7) その他

医薬部外品を次の3つに分類し、外箱や直接の容器等にその分類が表示されます。

- ① 殺虫剤・殺鼠剤など衛生害虫類に対する作用を目的とした製品「防除用医薬部外品」と表示
- ② ドリンク剤・うがい薬など医薬品に近い性質を持つ製品「指定医薬部外品」と表示
- ③ 口中清涼剤など日常的な不快感等の緩和を目的とする製品単に「医薬部外品」と表示